

亀山市告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年1月25日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

池山自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名及び住所

変更前 酒井 達雄

亀山市安坂山町2024番地

変更後 内田 茂

亀山市安坂山町2015番地

(2) 主たる事務所の所在地

変更前 本会の主たる事務所は、三重県亀山市安坂山町1800番地池山公民館内に置く。

変更後 本会の主たる事務所は、三重県亀山市安坂山町1829番地1池山公民館内に置く。

3 変更の年月日

平成31年1月13日

4 変更の理由

(1) 代表者の氏名及び住所

任期満了による

(2) 主たる事務所の所在地

事務所の移転